

各位

ふくい医療情報連携システム運営協議会
(公印省略)

**令和8年7月以降の「ふくいメディカルネット」における
参加機関の募集方法について（案内）**

謹啓 青葉の候 ますますご清栄のことと存じます。

平素は、本協議会の事業に種々ご支援・ご協力を賜っておりますこと有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年4月から運用を開始しております「ふくいメディカルネット」につきましては、12年間運用を致しておりますが、大きなトラブルならびに個人情報の漏洩などもなく、順調に運用がなされています。

また、現在、約11.4万名の患者登録がなされ、利用機関において日常診療の中で大きな役割に担う重要なツールの一つとなっています。

現在、令和8年度診療報酬改定（R8.6改定）において、“電子的診療情報連携体制整備加算”が新設され、加算1もしくは加算2の施設基準を届出を行う場合には電子カルテ情報共有サービスまたは地域医療連携システムへの参加が要件となっております。

ふくいメディカルネットは本要件を満たすシステムであり、本加算を算定される場合には本ネットワークへのご参加を是非ご検討いただければと存じます。

なお、利用の際には専用端末が必要となり、下記の留意事項をご参考とし、お申込みをいただければと存じます。（初期セットアップ費については、協議会にて負担をします）

謹白

記

【留意事項】

1. 本システムの利用では、協議会指定の端末（自己負担）を使用すること
2. 受付期間：随時受付をしています。
3. 申請方法
別紙様式1、2、3、4、5を事務局まで受付期間内に郵送する。
4. イニシャルコスト・ランニングコスト等

①システム導入費（イニシャルコスト）

- ・端末1台（協議会指定端末） **約15万円（税込）自院にて負担**
- ・セットアップ費 協議会にて負担

②運用費（ランニングコスト）

- ・システム利用費（会費/1ライセンス）：**3.6万円/年（3000円/月）税込**

③本システムに参加された場合、ふくいみまもりSNS（ソーシャルワーカーネットワーク）機能は無料で利用することができます（別途、利用申請書必要）

5. 専用ホームページ https://www.fukui.med.or.jp/fukuimedical-net/de_jkasan/
6. 運用管理規程、セキュリティポリシーはホームページをご参照ください。
URL：<https://www.fukui.med.or.jp/fukuimedical-net/>
7. 導入スケジュール 申請から導入まで約3～4週間

本システムをご利用いただく場合には、インターネット環境が必要になります。既存回線・新規回線は問いませんが、既存回線の維持費用、新規で開設する場合の回線に係る導入・維持費用は閲覧機関の負担となります。

<システム概要>

閲覧医療機関が情報開示医療機関での検査、処方、診療記録等の診療情報を患者（同意の得られた情報に限り）ごとにインターネット等ネットワーク（関連する安全管理ガイドラインに準拠し、セキュリティを強固なものとし、情報漏えいの防止を各省庁ガイドライン準拠）を経由して、当該患者について、連携する情報開示医療機関が保有する診療情報を、患者・医療機関毎に時系列で閲覧できるシステムです。

令和8年度診療報酬改定 Ⅲ-3 医療DXやICT連携を活用する医療機関・薬局の体制の評価-①

電子的診療情報連携体制整備加算の新設②

電子的歯科診療情報連携体制整備加算の新設②

【施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算）】

- (1) オンライン請求を行っていること。
- (2) 診療報酬明細書を患者に無償で交付していること。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (4) 医師又は歯科医師が、[オンライン資格確認等システム](#)を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
- (5) [マイナ保険証利用率](#)が、**30%以上**であること。
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載していること。
- (8) [電子処方箋](#)を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有していること。
- (9) 以下のアからウの全て又はエを満たす[電子カルテを有していること](#)。
 - ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。
 - イ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
- (10) [ア又はイのいずれか及びフを満たすこと](#)。
 - ア 国等が提供する[電子カルテ情報共有サービス](#)により取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
 - イ [地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク](#)であって、以下の（イ）から（ロ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。
 - （イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
 - （ロ）登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録数が年間100人以上であること。
 - （ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。
 - （ニ）診療情報提供料（Ⅰ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
 - ウ イに規定するネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

<運営協議会事務局（県医師会内）>

〒910-0001 福井市大願寺 3-4-10

TEL 0776-24-0387

FAX 0776-21-6641